

## 伊勢湾における海岸漂着物等に関する行政評価・監視結果に基づく所見表示

### 1 伊勢湾における海岸漂着物等対策の推進

閉鎖性海域である伊勢湾の海岸には、流域の河川等を経由して流出したり、海域等で不法投棄されるなどにより漂着したごみ等（以下「海岸漂着物」という。）が多くみられ、風光明媚な海岸の景観を損ねるほか、定期船の運行や漁業など日常の社会経済活動にも支障を及ぼしている。

国は、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ等（以下「海岸漂着物等」という。）に対処するため、平成21年7月、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年7月15日法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を制定し、同法第5条において、海岸漂着物等対策については、「海岸漂着物が山から川、そして海へつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない」とされている。

このことから、海岸漂着物等については、実際に漂着している側の県等だけでなく、発生源と推定される地域に係る関係行政機関や民間団体等が連携した取組が重要であり、特に閉鎖性海域である伊勢湾については、i) 海岸漂着物の発生場所を推定するために環境省等が実施した「ライター調査」の結果や漂流ルートを確認するために実施した「ペットボトル調査」の結果、ii) 平成16年に発生した台風第21号により、三重県の河川から流出した大量の流木が三重県側の伊勢湾沿岸だけでなく、対岸の知多半島側にも漂着している可能性が高いこと等からみて、特定の地域のみで解決する課題ではなく、国の機関を始め、伊勢湾流域のすべての関係行政機関や民間団体等が一体となって対策に取り組む必要性があると考えられる。

今回調査対象とした伊勢湾流域の愛知県、岐阜県及び三重県のうち、海岸のない岐阜県を除く愛知県及び三重県では、いずれも海岸漂着物処理推進法第14条に基づく地域計画を作成している（愛知県：平成23年8月、三重県：24年3月）ほか、三重県では、流域の愛知県、岐阜県及び名古屋市にも呼びかけた上、3県1市で海岸漂着物対策に臨むべく、海岸漂着物対策検討会を設置（24年4月）し、平成24年10月末までに、i) 検討会の開催（2回）、ii) 海岸漂着物の現地研修会（1回）、iii) 海岸漂着物に関するNPO等との意見交換会の開催などの活動を展開しており、海岸漂着物等の対策は徐々に具体化しつつある。

一方、国の機関では、環境省が取りまとめ役となって、国土交通省、農林水産省及び海上保安庁等の関係省庁が、海岸漂着物等に関する実態調査や清掃、回収等の対策を講じており、地方出先機関においても、それぞれ所管する業務（国立公園の管理、河川・港湾管理、森林管理及び海域の安全確保等）を通じた海岸漂着物等対策を講じている。

このうち、環境省中部地方環境事務所（以下「中部地方環境事務所」という。）は、海岸漂着物等が多い三重県の答志島を始めた国立公園を管理していることから、海岸漂着物等の被害者的立場である一方、海岸漂着物処理推進法を主管する立場から、愛知県及び三重県が設置している海岸漂着物対策推進協議会等の場において、地域計画に基づいた取組の実施等に際して、助言、情報提供等を積極的に行っていくこととしている。

また、国土交通省中部地方整備局（以下「中部地方整備局」という。）では、国の直轄管理河川・直轄管理ダムを適切に管理することや、海域の管轄区域の漂流物の除去を適切に行うことが海岸漂着物の発生抑制につながっているほか、伊勢湾の水質及び生態系の改善・回復等を目的に、海岸漂着物処理推進法が制定される以前から、伊勢湾流域の国、県・政令指定都市等が参画した伊勢湾再生推進会議を設置しており（平成 18 年 2 月）、この会議の中で、各機関の海岸漂着物等対策に関する取組状況も報告されている。

今回、当局が、関係機関における海岸漂着物等対策の取組状況を調査したところ、閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等の削減のため、次のとおり、国の積極的な関与が必要と考えられる状況がみられた。

#### ア 海岸漂着物等に関する実態把握の推進

海岸漂着物等に関する実態把握については、海岸漂着物処理推進法第 22 条において、「国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るために必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない」とされている。

また、都道府県が必要に応じて作成する地域計画については、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（平成 22 年 3 月閣議決定。以下「基本方針」という。）において「都道府県は、計画作成後、計画の事項を定期的に点検するとともに、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を検討し、必要があると認める場合は、速やかに、地域計画の変更を行うことが望まれる」とされている。

愛知県及び三重県の地域計画においても、海岸漂着物の実態等に応じて見直しをするとされており、その際には、同計画に基づく具体的な取組による効果を把握した上で見直しを行う必要が生じる。

閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等については、関係機関が連携して対策に取り組んでいく必要があり、取組の効果を客観的に判断するためには、指標として、海岸漂着物等の増減を把握する必要があると考えられるが、伊勢湾については、上記のとおり広範囲な流域圏を有する閉鎖性海域であり、海岸漂着物等の発生源と推定される地域と実際に漂着する地域が異なる場合も考えられることから、特定の県域のみの発生（漂着）量だけでなく、伊勢湾全域における海岸漂着物等の実態を把握する必要がある。

しかし、伊勢湾における海岸漂着物等の量が増えているのかどうか、経年的なデータを把握した調査は、中部地方整備局が、海岸漂着物処理推進法施行前の平成 12 年から 16 年にかけて、「海面浮遊及び海岸漂着ゴミの量」を把握した海洋環境実態把握調査のみとなっており、それ以降、調査対象とした各機関において経年的な伊勢湾全域の海岸漂着物等の増減を把握するための定期的な調査は行われていない。

海岸漂着物等の量については、台風や大雨の影響により、年度間の差が大きくなることも考えられるが、中長期的視点で、海岸漂着物等に対する取組の効果を判断するためには、定期的な調査を実施し、指標として海岸漂着物等の量の増減を把握していくことが必要不可欠と考えられる。

また、現在、伊勢湾全域においてどれくらいの量の海岸漂着物等が発生（漂着）しているかについて把握した実績は、i）三重県が実施した海岸漂着物の実態調査の結果から、1メートル当たりの海岸漂着物の実測量に伊勢湾（三河湾を除く愛知県分を含む）の海岸延長を掛けて算出したもの（1万2,000トン／年と推計）、ii）中部地方整備局が平成12年から16

年にかけて実施した海洋環境実態把握調査において、海域及び港湾の漂流物・漂着物を回収した量に、沿岸市町村が回収した漂着物等を加味して算出したもの（6,354 m<sup>3</sup>/年）のみであり、三重県及び中部地方整備局が算出した伊勢湾全域の発生（漂着）量は、算出方法や把握単位が異なっている。

#### イ 流木等の自然系漂着物に関する発生抑制対策の検討

伊勢湾内における海岸漂着物等については、環境省が平成19年度から20年度にかけて実施した「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」の結果、三重県が平成21年から22年にかけて実施した海岸漂着物詳細調査の結果から、重量ベースで77%が流木・灌木・葦などの自然由来のもの（自然系漂着物等）となっているほか、中部地方環境事務所が24年3月に実施した三重県鳥羽市答志島における清掃活動の結果では、その95%が自然系漂着物となっている。さらに、中部地方整備局（港湾空港部）が伊勢湾内で回収した漂流物の内容（平成23年度）をみても、66%が流木などの木材となっていることから、海岸漂着物対策については、ペットボトルや食品容器包装、びんなどの生活系漂着物を減らすための国民への啓発対策等に加え、その多くを占める自然系漂着物対策についても有効な発生抑止対策を講じていくことが重要となっている。

今回、関係機関における自然系漂着物に係る発生抑止等の取組状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 森林が主な発生源と考えられる流木等については、大規模災害によって漂着した流木等の回収を行う海岸管理者に対する国庫補助制度が設けられているものの、流木等の回収・処理のために、三重県等の海岸管理者、中部地方整備局（河川・ダム及び海域における回収）等が、それぞれの所管業務の中で多額の費用を負担しているほか、流木等との衝突により定期船の運行に支障が生じた事例や流木等の漂着により数日間漁船が出港できなくなった事例も発生しており、地元市町村や漁業関係者から発生抑制策を要望する声も出ている。
- ② 流木等の発生抑制については、主要発生源とみられる森林における施策が重要と考えられるが、その多くは、台風や大雨によって山腹ごと崩壊し流出してくると考えられ、抜本的な対策には多大な費用と時間が必要となることから、平成16年に発生した台風第21号により、県内の宮川から大量の流木等が流出したことのある三重県においても地域計画に基づいて講じている対策は、森林組合等に対し、間伐材・残材等の適正管理及び利用促進を呼びかけるといったものとなっている。

今回調査した三重県や岐阜県の森林組合においても、間伐後の残材を等高線上に並べて谷川等への転落防止を図っているほか、森林組合の中には、間伐材をバイオマス燃料に加工するなどの新たな取組も行われている。

- ③ 中部地方整備局が設置している伊勢湾再生推進会議は、平成24年11月末までに計7回開催されているが、各機関から海岸漂着物等対策に関する取組が同会議に報告されているものの、同会議設置の主な目的が伊勢湾の水質及び生態系の改善・回復等であることから、流木等の自然系漂着物の発生抑制対策について関係機関で議論された実績がない。

#### 【所見】

したがって、中部地方環境事務所は、伊勢湾における海岸漂着物等対策を推進する観点から、次の事項について効果的な手法を調査検討するとともに、その検討結果を踏まえて、中

部地方整備局が設置している伊勢湾再生推進会議の場等を活用して、関係機関が協議するよう助言していく必要がある。

- ① 関係機関が実施した海岸漂着物等対策の取組効果を客観的に把握・分析するため、海岸漂着物等の発生(漂着)状況について、経年的な推移を把握していくこと。また、閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等対策については、関係機関が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、伊勢湾全体の海岸漂着物等の発生抑制対策の指標を設けることについて検討すること。
- ② 流木等の自然系漂着物の発生抑制対策について検討すること。

## 2 海岸清掃作業における安全管理の徹底

民間団体等が行う海岸漂着物等の清掃活動等については、海岸漂着物処理推進法第 25 条第 1 項において、「国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等の活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるもの」とされている。

伊勢湾の海岸を管理する愛知県及び三重県は、各県が設置した海岸漂着物対策推進協議会において、それぞれ関係する国の機関、市町のほか、地域の民間団体等の参加を求めて、海岸漂着物対策を総合的効果的に推進するため、関係者の役割分担や相互協力に関する事項等を取りまとめた地域計画を作成しており、同計画では、民間団体等の役割として、県・市町と連携して海岸の清掃活動に積極的に参加すること等を位置付けている。

両県の海岸漂着物対策推進協議会に参画する中部地方環境事務所では、地域計画の作成に当たり助言等を行うとともに、作成された地域計画による各種施策の実施に当たって、関係する機関等との連携を図るほか、海岸漂着物等の回収等に関する体制の確立の支援等を実施することとしている。

民間団体等が行う海岸清掃活動の推進に当たっては、海岸漂着物等の中に使用済みの注射器等の医療系廃棄物や薬品、高圧ガスを含んだガスボンベ等の危険物も混入している可能性があるため、清掃活動における安全性の確保を図ることが必要である。

このため、海岸漂着物処理推進法第 25 条第 2 項に基づき、国及び地方公共団体は、海岸清掃活動等に取り組む民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとされており、基本方針において、「国や地方公共団体は、民間団体等への支援に際し、海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及や助言を行うこと等により、その活動における安全性の確保に十分な配慮を行うよう努める。」こととされている。

環境省は、平成 23 年 3 月、海岸清掃を企画する者が容易に適切な手法を用いて海岸清掃を進めていくことができるように、効果的な海岸清掃事業の実施方法を取りまとめた「海岸清掃事業マニュアル」（以下「清掃マニュアル」という。）を作成して、都道府県等に直接送付している。

清掃マニュアルでは、海岸清掃の安全作業に関する配慮事項として、「海岸清掃作業には、ボランティアの参加及び重機等の使用や危険物の回収等も想定されることから、安全管理を徹底するものとする。」とされ、具体的な配慮事項として、i) 事故等発生時の緊急連絡体制等を定めた安全管理体制を準備する、ii) 作業上危険な場所を事前にチェックし、ボランティアが立ち入らないように周知徹底する、iii) 危険物が回収された場合の初動対応を定め、その内容を管理者・作業員に周知徹底すること等が示されている。

今回、当局が、民間団体等の海岸清掃活動時における安全対策の実施状況等を調査したところ、次の状況がみられた。

① ボランティアとして海岸清掃を行う民間団体等の作業中の安全確保については、海岸漂着危険物の危険性を周知するとともに、その取扱いに留意するよう注意喚起が重要であり、そのためには、清掃マニュアルを参考にした安全対策の実施が必要である。

しかし、愛知県及び三重県では、清掃マニュアルの存在は承知しているものの、同マニュアルを十分活用していない。このため、海岸清掃にボランティアとして参加した民間団体等

の中には、関係する県や市町から清掃作業中の危険物への対応に関して注意喚起を受けていないものがみられる。

- ② 伊勢湾の海岸において、海岸漂着物処理推進法の施行（平成 21 年 7 月）以降、ボランティアとして海岸清掃に参加した児童が、海岸ごみ等の回収中に注射器の針により手を怪我した事例等が 2 件発生している。
- ③ また、海岸ごみ等の中には注射器、消火器、ガスボンベ、スプレー缶、薬瓶、ガラス片等の危険物が散乱しており、今後も清掃時にボランティア等の負傷事例が発生するおそれがある。

#### 【所見】

したがって、中部地方環境事務所は、海岸清掃に参加する民間団体等の安全確保を図る観点から、愛知県及び三重県に対して、清掃マニュアルを参考に、海岸清掃作業の安全管理を徹底するよう助言する必要がある。

### 3 海岸漂着物の発生抑制につながる取組の推進

#### (1) 河川の維持管理の推進

海岸漂着物処理推進法第5条では、「海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。」とされている。

また、同法第7条では、「海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制(以下「海岸漂着物等の処理等」という。)について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。」とされている。

このことから、海岸漂着物対策は、特定の行政機関や民間団体等が講ずれば足りるものではなく、多様な主体が適切に役割分担の上、連携して取り組むべきものであり、海岸漂着物の発生抑制対策についても、関係する国や地方公共団体、民間団体等が連携しつつ、それぞれの役割の中で可能な対策を講じていくべきものと言える。

海岸漂着物は、上記のとおり、「山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するもの」であり、河川に投棄されたごみや上流の森林等から流出し河川に漂着した流木等が海域へ流出する可能性があることから、河川管理者が河川の維持管理を推進することにより、海岸漂着物となるおそれのある物が、河川を通じて海域へ流出することの抑制につながると考えられる。

中部地方整備局管内の河川事務所等では、河川法（昭和37年7月10日法律第167号）に基づき、国が直轄管理する河川について、治水、利水、環境上の支障が生じないように、河川内の維持管理を行っている。

今回、当局及び岐阜行政評価事務所が、三重河川国道事務所管内の3水系7河川（宮川水系の宮川、勢田川及び大湊川、櫛田川水系の櫛田川、佐奈川及び祓川、雲出川水系の雲出古川）並びに木曾川上流河川事務所及び木曾川下流河川事務所管内の1河川（木曾川水系の揖斐川）について河川の状況を調査したところ、以下のとおり、海岸漂着物になり得る物が海域へ流出するおそれのある事例がみられた。

#### ① 生活ごみ、流木・葦等の自然系ごみに関する事例

海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために設置された海岸漂着物対策推進会議(関係省庁で構成)において、国土交通省は、「河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組」として、監視体制の強化や河道内樹木の計画的伐採により河川管理の強化等を行っていくこととしている。

また、伊勢湾の再生を目的に、中部地方整備局を始めとした国、県、政令市等で構成する伊勢湾再生推進会議が平成19年3月に策定した「伊勢湾再生行動計画」では、「ゴミの無い美しい水際線・河川の確保のため、ゴミ・流木の回収を実施する。」とされている。

今回調査した河川において、車を止めやすく、不法投棄等がされやすい河川敷に生活

ごみ（ペットボトル、空き缶、廃家電等）が散乱していたり、自然系ごみ（流木、灌木、葦等）が堆積している箇所がみられた（計8か所：宮川6か所、櫛田川1か所、揖斐川1か所）。

これらのうち1か所では、国が定めた「海岸漂着危険物ガイドライン」で危険物とされているLPガスボンベ、スプレー缶等が河川敷に放置されていた。

## ② 河道内樹木に関する事例

河道内樹木については、「国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）」（平成23年5月11日付国河情第1号国土交通省河川局長通知、以下「河川砂防技術基準」という。）において、「洪水の流勢の緩和等の治水機能、河川の生態系の保全や良好な景観の形成等の重要な機能を有することがある。」一方、「洪水流下阻害による流下能力の低下、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷、あるいは洪水による樹木の流木化を生じさせることがある。」とされている。

海岸漂着物対策推進会議において、国土交通省は、河川管理の強化の中で、河道内樹木の計画的伐採も行っていくこととしており、河川砂防技術基準においても、「治水上の影響に係る対策として河道内の樹木を伐開する」、「樹木が河川管理上等の支障となると認められる場合には、樹木の有する治水上及び環境上の機能等に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐開する」等と規定されている。

今回調査した河川において、一部の河道内樹木が枯れる等により水面に倒れかかっている箇所がみられた（計3か所：櫛田川2か所、宮川1か所）。

## ③ 老朽化した不法係留船に関する事例

老朽化し、河川敷等に放置されている不法係留船については、台風や大雨による増水により海域に流出し、定期船の航行上の支障となるほか、最終的には海岸漂着物となることが懸念される。

不法係留船については、河川砂防技術基準において、「不法行為対策のため、不法係留船の数が多し等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、不法係留船対策に関する通知に則り不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行うものとする」、「その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施するものとする」とされている。

また、撤去までの一般的な手順については、河川砂防技術基準において、行為者が不明な場合は、警告看板を設置する等、必要な初動対応を行うほか、行為者を調査しても不明の場合は代執行の手続きに進むこと等が規定されている。

今回調査した河川において、河川内や河川敷に老朽化した不法係留船が放置され、行為者に対する警告が行われていないもの（計4か所：宮川1か所、櫛田川2か所、雲出古川1か所）、警告は行われているが自主撤去の期限として示された日から1年半近く経過しているもの（1か所：揖斐川）がみられた。

これらの事例がみられたのは、以下の原因によるものと考えられる。

- ① 調査対象とした河川事務所等では、出張所ごとに河川巡視計画を作成し、車上からの目視と徒歩による確認を組み合わせた巡視を週2回から3回程度実施しているが、車を



止めやすくごみが不法投棄されやすい場所や自然系ごみが堆積しやすい場所を重点的に巡視する箇所に含めていないこと。

- ② 枯れた河道内樹木の伐採については、量的にまとまっているものでなければ、伐採しても治水上大きな効果につながらず、作業上も非効率であるとして、その必要性について重視されていないこと。
- ③ 不法係留船については、不法係留船対策計画が策定された河川の中で重点的撤去区域に設定された区域（勢田川及び木曾川の一部）における撤去に重点が置かれており、それ以外の区域における撤去は積極的に行われていないこと。

## 【所見】

したがって、中部地方整備局は、河川の維持管理を推進する観点から、管内の河川事務所等に対し、海岸漂着物の発生抑制の視点も念頭に置いて河川管理を行うとともに、以下の措置を講じるよう指示する必要がある。

- ① 車を止めやすく不法投棄されやすい場所及び自然系ごみが堆積しやすい場所を重点的に巡視する箇所に含めるなど、河川巡視方法を工夫すること。
- ② 河道内樹木で、枯れる等により水面に倒れかかり、治水上も支障が生じるおそれのあるものについては、鳥類・魚類・昆虫等の生息環境に与える影響等にも配慮しつつ、支障の大きなものについて撤去を検討すること。
- ③ 不法係留船対策計画における重点的撤去区域だけでなく、他の河川区域においても、河川巡視等により発見した不法係留船等で、老朽化して長期間放置されているものなど、治水上支障の大きいものについては、警告を発するとともに、警告で示した自主撤去の期限を過ぎた場合には強制撤去の手続を進めること。

## (2) 河川美化のための民間団体等との連携強化

海岸漂着物処理推進法第12条に基づき、「国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者との間の連携の強化に必要な施策を講ずる」こととされている。

基本方針では、国内の陸域に起因する海岸漂着物は、河川を経由して海域に流入することが一因となっていることから、国や地方公共団体は、河川を経由して海域に流入するごみ等の投棄の防止を図るため、普及啓発活動のほか、地域における継続的な清掃活動の実施等によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めることとされている。また、海岸漂着物は山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであることから、海岸漂着物の問題は海岸を有する地域のみならず広範な国民による協力が不可欠であり、国民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要であるとされている。

このため、閉鎖性海域である伊勢湾における海岸漂着物の発生抑制につながる効果的な取組の一つとして、地域の国の機関、地方公共団体、住民、民間団体等が連携しながら、河川など陸域における不法投棄の抑制対策や継続的な清掃活動の実施等による美化活動を推進することが考えられる。

今回、当局が、中部地方整備局における河川美化への取組状況を調査したところ、次の状況がみられた。

- ① 近年、地域住民、民間団体等が、道路、公園、河川などの特定の公共財について、定期的に美化活動等を行うことを行政と契約するいわゆる「アダプト制度」が海外で始まり、国内でも各地の地方公共団体等で導入され始めている。

中部地方整備局では、河川美化のため、従来から民間団体と連携した清掃活動や除草後の刈草及び河川内に漂着した流木の周辺住民への無料配布活動などに取り組んでいるほか、河川へのごみの不法投棄防止のため、ゴミマップの作成や看板の設置などの対策を講じているが、これらの不法投棄防止対策が、逆に不法投棄を誘発してしまうおそれもあるとしている。

アダプト制度は、地域住民に地元への愛着を持ってもらうと同時に、河川美化を通じた周知啓発の効果も期待できることから、新たな不法投棄防止対策の一つとして考えられる。

中部地方整備局の出先機関であり伊勢湾（三河湾を除く。）内に流れる河川を所掌する4河川事務所のうち、庄内川河川事務所（管轄河川：庄内川）、木曽川上流河川事務所（管轄河川：木曽川、長良川及び揖斐川の上流部分）及び木曽川下流河川事務所（管轄河川：木曽川、長良川及び揖斐川の下流部分）の3河川事務所では、民間団体等との間で合意書を取り交わし、河川事務所独自にアダプト制度を導入しており、民間団体等が行う河川清掃等に対して、備品の貸与、活動状況のホームページ掲載による広報などにより民間団体等の活動を支援している。

このうち、庄内川河川事務所は、アダプト制度を平成15年度から導入しており、庄内川沿川に大都市の名古屋市が所在することもあり、15年度当時、5団体340人が参加していたものが、22年度には30団体2,754人と、参加人数が7年間で8倍に増加しており、その取組は広がっている。

また、木曽川下流河川事務所は、1年間の試行を経て、平成23年度から6団体の参加をもってアダプト制度を導入しているほか、木曽川上流河川事務所では、平成24年11月に実施要項を作成し、参加者の募集を開始している。

アダプト制度に参加した民間団体等の活動をみると、地域の企業や野球チーム、小学校などの多様な団体により、年間を通じて清掃活動が実施されている。

他方、三重河川国道事務所（管轄河川：鈴鹿川、雲出川、櫛田川及び宮川）では、河川の清掃活動に継続して従事した功績により民間団体等を表彰するなど、地域に、清掃活動に積極的であるとみられる団体等が存在しているにもかかわらず、こうした団体等とのアダプト制度の導入には至っていない。

- ② 国土交通省は、毎年、「河川愛護月間実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、7月の1か月間を「河川愛護月間」と定め、河川流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、国民の河川愛護の意識の醸成を図る河川愛護運動を実施している。

実施要綱では、河川管理者は、i) 良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、民間団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する、ii) 河川の美化として、河川愛護月間内に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川

に関わる民間団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたごみの一斉清掃等を行うこととされている。

実施要綱に基づき、全国の河川では、7月中に堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃が実施されている。7月に一斉清掃を行うことは、直後の8月から9月頃までに多く発生する台風に起因した出水による河川敷地内のごみ等の流出の減少が期待され、海岸漂着物の発生抑制に効果があると考えられる。

中部地方整備局は、毎年、「川と海のクリーン大作戦」と題して、関係地方公共団体、地域住民、民間団体等と協力して、管内の河川及び海岸を対象とした一斉清掃活動を継続的に実施しており、その取組は定着してきているものの、同局では、同活動を秋に実施すると比較的長い間河川をきれいに保つことができるとして、河川愛護月間の7月には実施せず、10月下旬に実施している。

### 【所見】

したがって、中部地方整備局は、海岸漂着物の発生抑制対策につながる効果的な取組及び河川愛護運動を推進する観点から、アダプト制度の未導入である河川事務所への導入や、河川愛護月間中に民間団体等と連携した河川の一斉清掃の新たな企画・実施など、民間団体等が行う河川清掃などの美化活動が一層促進されるような方策を検討する必要がある。